

# 介護老人保健施設大和三山 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)料金表

平成28年4月1日～

ユニット型個室利用に要する費用(共通)									
介護度	介護保険負担割合	利用者負担段階	①介護サービス費 (単位数×10.14×0.1)	②居住費 (円)	③食費 (円)	④おやつ (円)	④日常生活費 (円)	⑤教養娯楽費 (円)	日額(円)
要介護5	2割		2,110	3,000	1,750	100	200	200	7,360
		第4段階		3,000	1,750				6,305
	1割	第3段階	1,055	1,310	650	100	200	200	3,515
		第2段階		820	390				2,765
		第1段階	公費	0	300				800
要介護4	2割		2,006	3,000	1,750	100	200	200	7,256
		第4段階		3,000	1,750				6,253
	1割	第3段階	1,003	1,310	650	100	200	200	3,463
		第2段階		820	390				2,713
		第1段階	公費	0	300				800
要介護3	2割		1,900	3,000	1,750	100	200	200	7,150
		第4段階		3,000	1,750				6,200
	1割	第3段階	950	1,310	650	100	200	200	3,410
		第2段階		820	390				2,660
		第1段階	公費	0	300				800
要介護2	2割		1,774	3,000	1,750	100	200	200	7,024
		第4段階		3,000	1,750				6,137
	1割	第3段階	887	1,310	650	100	200	200	3,347
		第2段階		820	390				2,597
		第1段階	公費	0	300				800
要介護1	2割		1,682	3,000	1,750	100	200	200	6,932
		第4段階		3,000	1,750				6,091
	1割	第3段階	841	1,310	650	100	200	200	3,301
		第2段階		820	390				2,551
		第1段階	公費	0	300				800

利用者に共通して加算される費用	単位数
夜勤職員配置加算	24/日

加算項目(該当する場合に加算)	単位数
送迎加算(片道)	184/回
夜勤職員配置加算	24/日
サービス提供体制強化加算(I)イ	18/日
サービス提供体制強化加算(I)ロ	12/日
サービス提供体制強化加算(II)	6/日
サービス提供体制強化加算(III)	6/日
個別リハビリ加算	240/日
療養食加算	23/日
重度療養管理加算	120/日
若年性認知症利用者受入加算	120/日
緊急時施設療養費(月3日限度)	511/日
緊急短期入所受入可加算(月7日程度)	90/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)	200/日
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数×27/1000
介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数×15/1000
介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数×15/1000×90/100
介護職員処遇改善加算(IV)	所定単位数×15/1000×80/100

その他費用		費用
電気代	大型家電・・・電気毛布・電気アンカ・テレビ等	30円/日
	小型家電・・・携帯電話・電気カミソリ・ラジオ等	10円/日
洗濯代(業者洗濯1ネット・施設洗濯1ネット)		756円/回
理美容代・・・事前予約制 顔そりは別料金300円		2,000円/回

ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護									
要支援2	2割		1,572	3,000	1,750				6,822
		第4段階		3,000	1,750				6,036
	1割	第3段階	786	1,310	650	100	200	200	3,246
		第2段階		820	390				2,496
		第1段階	公費	0	300				800
要支援1	2割		1,254	3,000	1,750				6,504
		第4段階		3,000	1,750				5,877
	1割	第3段階	627	1,310	650	100	200	200	3,087
		第2段階		820	390				2,337
		第1段階	公費	0	300				800

- \* 食費は朝食400円 昼食750円 夕食600円で提供した食数に応じて計上します。
- \* 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。
- \* 地域加算制度について  
介護保険制度では地域加算として檜原市の介護報酬につき介護サービス費及び加算項目は「10.14」の係数を乗じた額の1割又は2割負担となります。
- \* 介護保険負担割合証にて負担割合を確認させていただきます。